



鳥取労働局発表
平成29年8月10日(木)

担 当	鳥取労働局労働基準部賃金室
	室長 平井 美敏
	室長補佐 中原 学
	電話 0857-29-1705

平成29年度鳥取県最低賃金の改正答申について

鳥取地方最低賃金審議会（会長 ^{のつ かずのり} 野津 和功）は、平成29年7月10日（月）に鳥取労働局長（^{うちだ としゆき} 内田 敏之）から「鳥取県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、鳥取県最低賃金専門部会（^{にしむら のりこ} 部会長 西村 教子）を設置して、4回にわたり慎重に調査審議を重ねた結果、8月10日、鳥取県最低賃金改正決定について「時間額738円」で結審し、鳥取労働局長に対しその旨の答申を行いました。

この「時間額738円」は、現行の鳥取県最低賃金の「715円」を「23円（引上げ率3.22%）」引き上げるものです。

今後、鳥取労働局では、この答申の内容についての異議の申出に関する公示等、10月の発効に向けて作業を行います。

これまでの鳥取県最低賃金額の変遷について

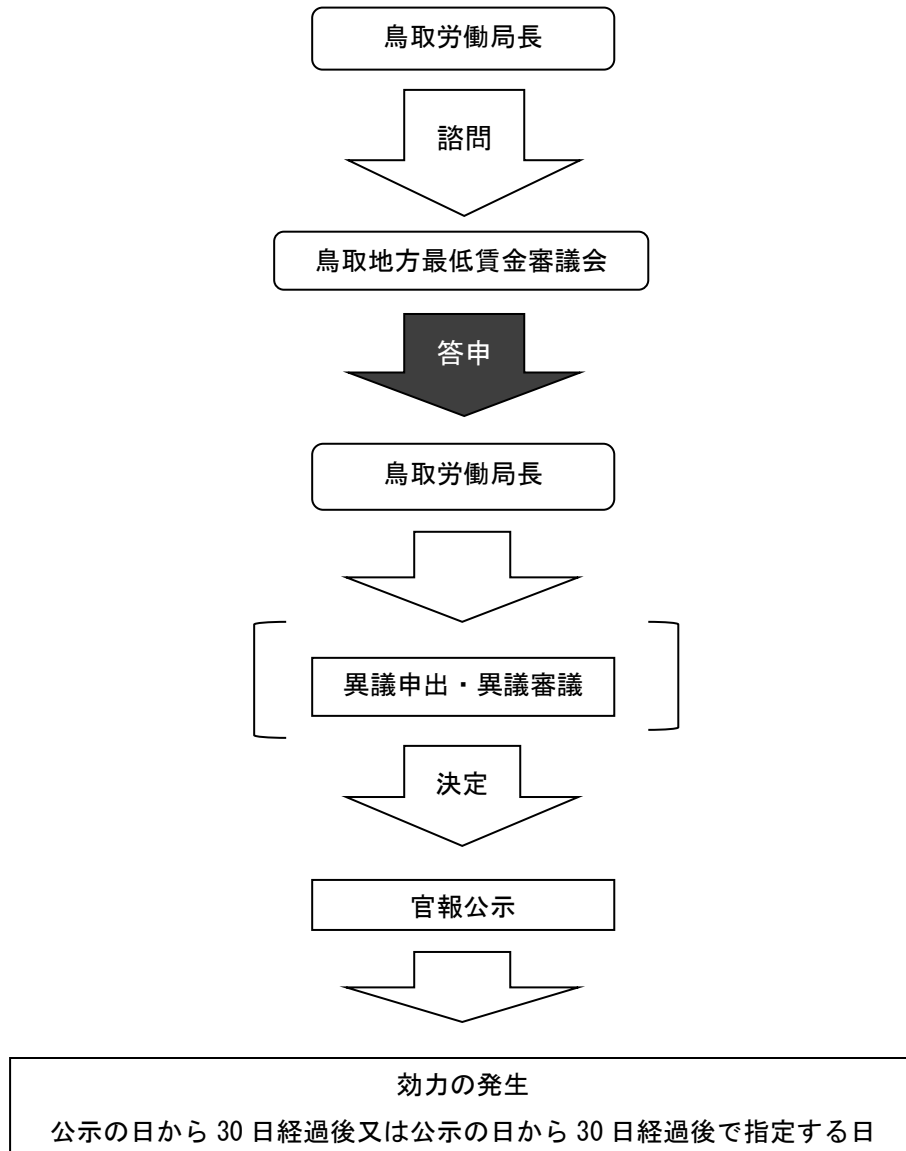
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
時間額	664円	677円	693円	715円	738円
引上げ額	11円	13円	16円	22円	23円
引上げ率	1.68%	1.96%	2.36%	3.17%	3.22%

【最低賃金の改正】

地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長が決定します。

特定（産業別）最低賃金については、関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会（又は中央最低賃金審議会）が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会（又は中央最低賃金審議会）の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長（又は厚生労働大臣）が決定します。

最低賃金の決定までの流れ



【最低賃金の周知広報】

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

最低賃金は、賃金や物価等の動向に応じ、ほぼ毎年改定されており、報道機関、市町村広報誌、各種団体の機関紙などを通じてお知らせしています。